

改正労働安全衛生規則等の 詳細について

 **陸上貨物運送事業労働災害防止協会**

(厚生労働省所管 特別民間法人)

本資料に登載した画像・写真等の出典は、陸災防が発行するテキスト類のほか、以下によります。

- ◆ 女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方取りまとめ 別冊 トラックメーカーなどの取組事例集（2019年4月 国土交通省 （公社）全日本トラック協会）
- ◆ テールゲートリフター使う前の5つの基本チェックリスト（厚生労働省リーフレット）
- ◆ 陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには（厚生労働省パンフレット）
- ◆ 正しく使おうフルハーネス（建設業労働災害防止協会リーフレット）

はじめに

陸上貨物運送事業の労働災害の多くは荷役作業中に発生しており、その件数は増加傾向にあります。

中でも、貨物自動車の荷台等からの墜落・転落災害は、時には命を落とすほどの重篤な被害につながるため、安心して荷役作業が行えるよう、対策をとる必要があります。

今般の労働安全衛生規則等の改正により、貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策が充実強化されました。

この講義では、改正法令に基づく対策の進め方について、具体例を示しながら解説します。

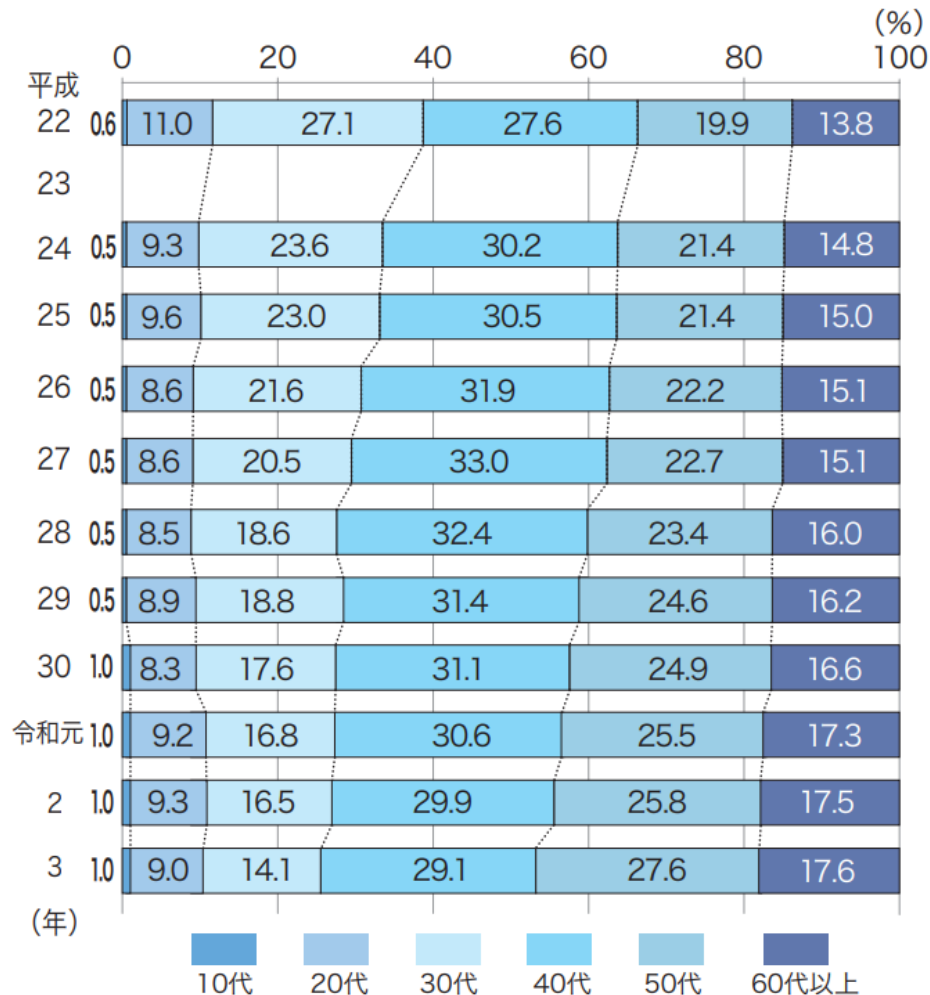
本日の講義内容

- ① 陸運業を取り巻く状況
- ② 陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会
- ③ 昇降設備の設置義務の拡大
- ④ 保護帽の着用義務の拡大
- ⑤ 運転位置から離れる場合の措置
- ⑥ テールゲートリフター特別教育
- ⑦ 荷役ガイドラインの改正

陸運業を取り巻く状況

従事者の高齢化

■ 道路貨物運送業 年齢階級別就業者構成比 (単位：%)



(注)：端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

働き方改革への対応

中小企業の割増賃金率の引き上げ (平成 5 年 4 月 1 日から)

中小企業の事業主の皆さまへ

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント
中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50% (2010年4月から適用)
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

▶2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下



自動車運転者の労働時間等の基準改正 (平成 6 年 4 月 1 日から)

令和
6年4月~
適用

働き方の進化を
目指すことからはじめよう

トラック運転者の改善基準告示が改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間

改正前(年換算)
3,516時間

改正後
原則:**3,300時間**
最大:**3,400時間**

1か月の拘束時間

改正前(月換算)
原則:**293時間**
最大:**320時間**

改正後
原則:**284時間**
最大:**310時間**

1日の休息期間

改正前
継続**8時間**

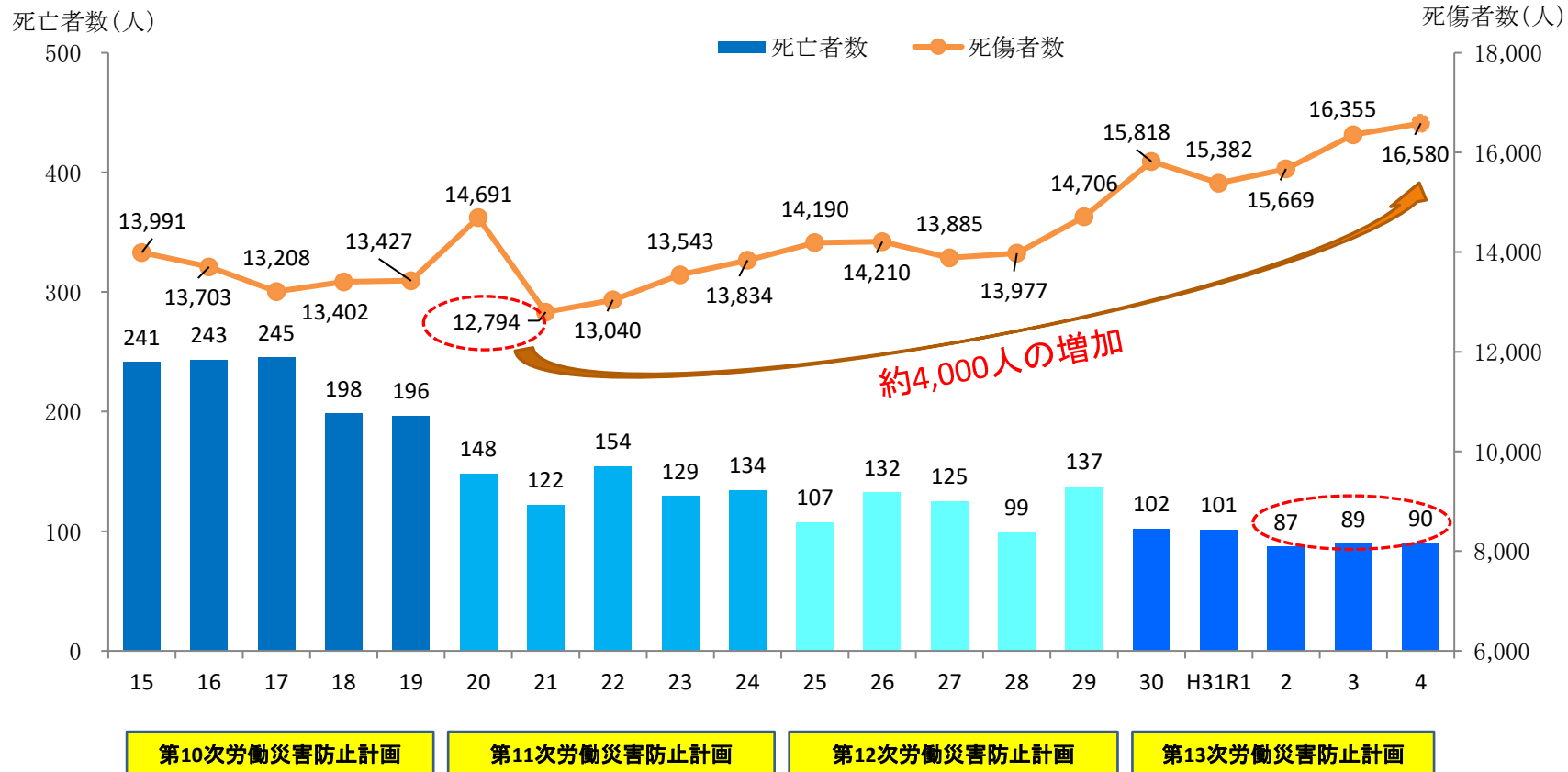
改正後
継続**11時間**を
基本とし、継続**9時間**

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

●詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省 改善基準告示 検索

詳しくは裏面へ

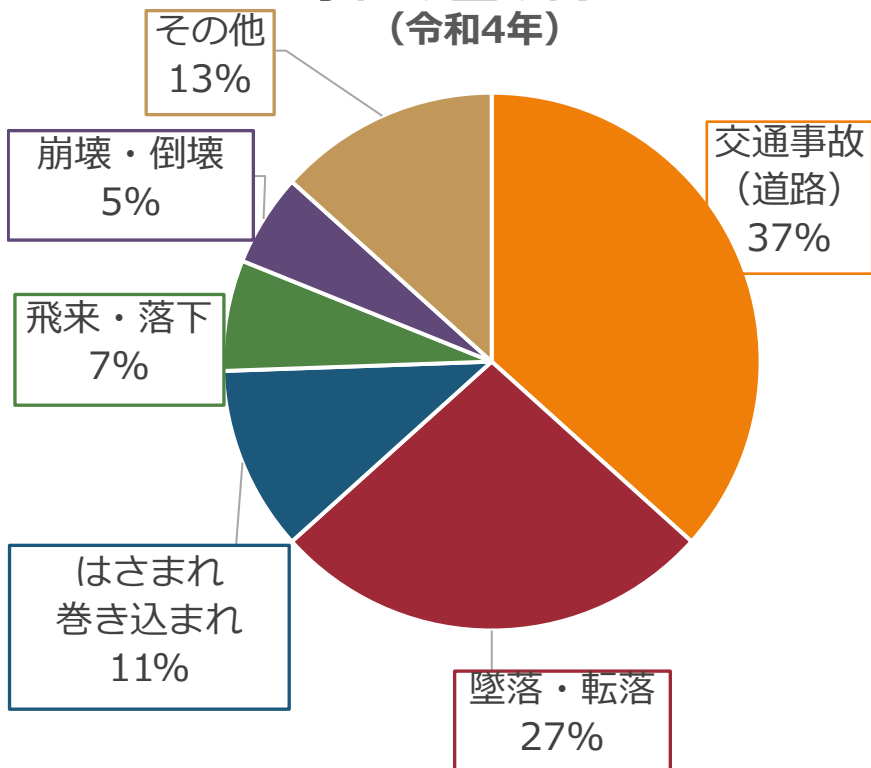
陸運業における労働災害の推移



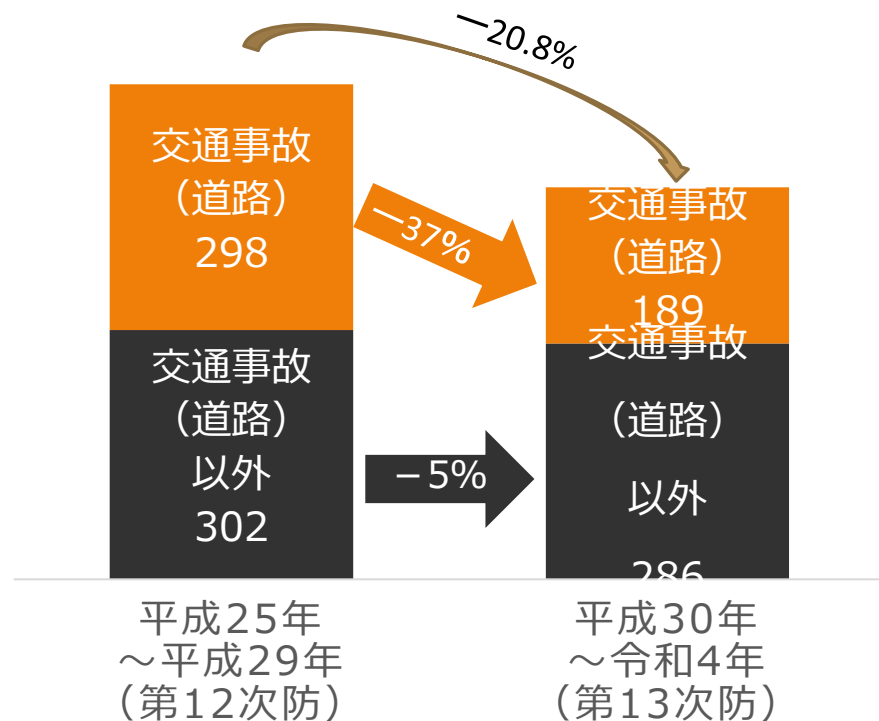
陸運業における労働災害による死亡者数

交通事故が全体の約4割を占めるが、「交通事故」と「それ以外」で見ると、交通事故が大きく減っているのに対し、それ以外の件数は大幅な減少は見られない。

事故の型の内訳 (令和4年)

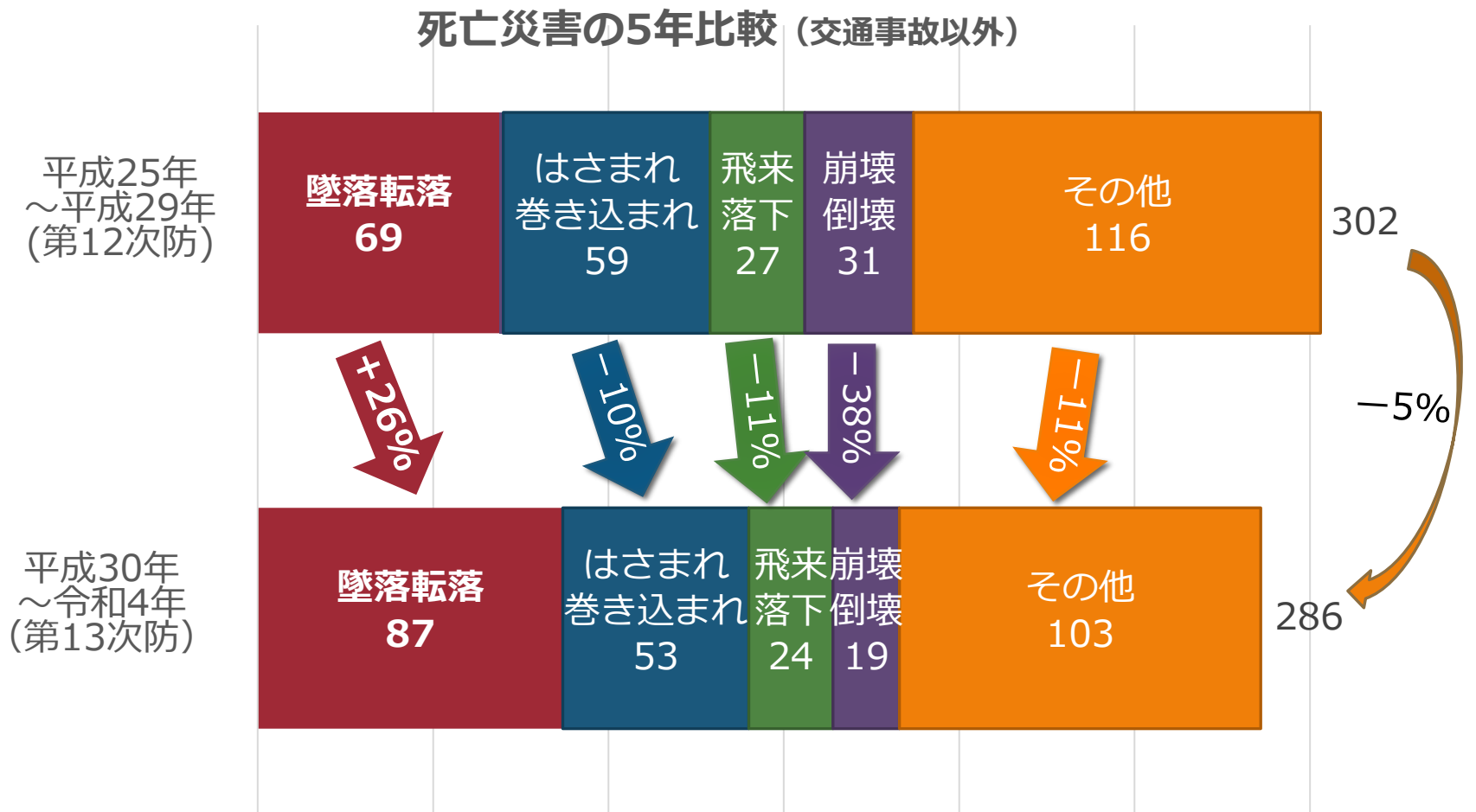


死亡災害の5年比較



陸運業における労働災害による死亡者数

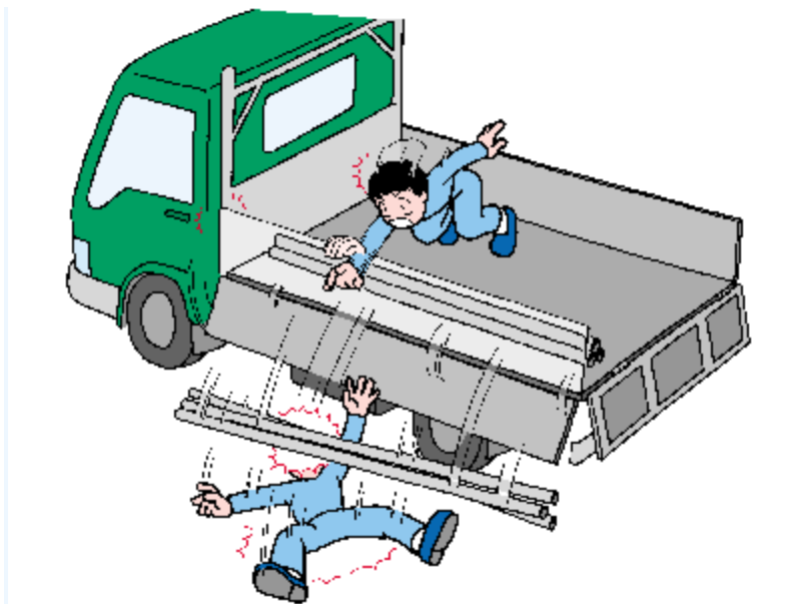
交通事故以外の死亡者数の動向を見ると、墜落・転落による死亡者数が大幅に増加している。



荷役作業中の死亡災害事例①

- ◆ ガス管のトラック輸送のため、荷台に荷を積み込み作業中、荷台のあおりが倒れて作業者が荷とともに転落

[保護帽未着用]



保護帽着用義務のない車両で、高さ1m未満の荷台からの墜落でも、死亡に至る場合がある。

荷役作業中の死亡災害事例②

- ◆ トラックの荷台上で、ジョルダーを使用してトラック後方の荷台端までパレットを引っ張って移動中に、手に持っていた起こし棒がジョルダーから**抜けた勢いで高さ約1.4m**の荷台上から地面に墜落

[保護帽未着用]



荷役作業中に、ふとしたはずみで荷台から墜落する可能性がある。

荷役作業中の死亡災害事例③

- ◆ **14.3 t トラック**に積んだ建築資材の固縛作業中、ラッシングベルトが荷掛けフックから外れ、**高さ176 cm、幅3 cm**の**あおり上**から地面に墜落

[不安定な荷台あおり上での作業
保護帽の**衝撃吸収ライナーの欠落**]



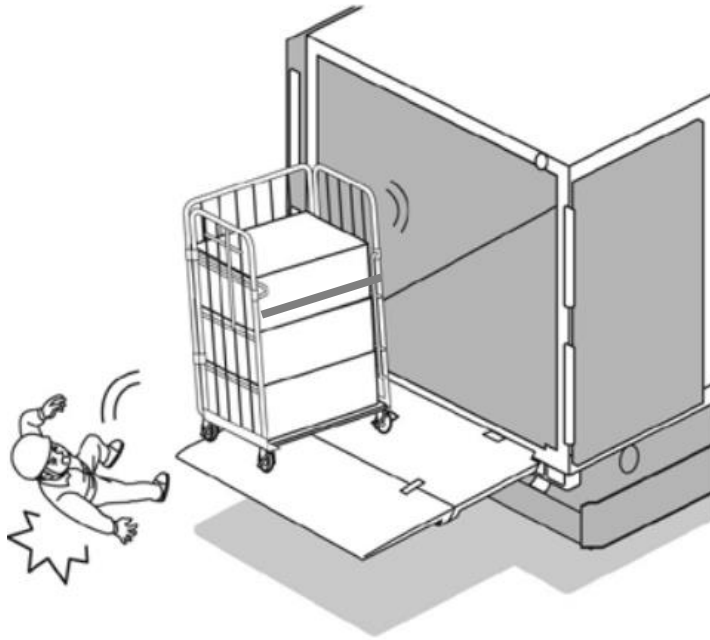
保護パッド（衝撃吸収ライナー）
※墜落時保護用に備わっている

保護帽を着用していたが、「墜落時保護用」保護帽に必須の衝撃吸収ライナーがなく、十分に頭部を保護できていない。

荷役作業中の死亡災害事例④

- ◆ 商品の入ったかご車を6 tチルド車に搬入中、テールゲートリフターの昇降板の端部の**ストッパー**を使用していなかったため、かご車の4つキャスターのうち**一つが脱輪**し、支えようとした被災者が下敷きとなり窒息死

[ストッパーの不使用]

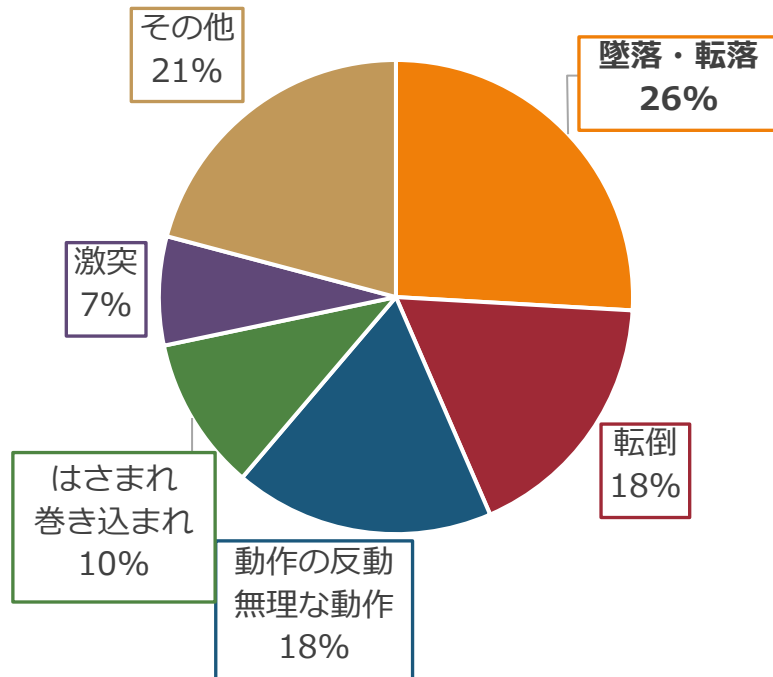


商品の入ったかご車は重量が重く、バランスを崩した時に人力では支えきれない。

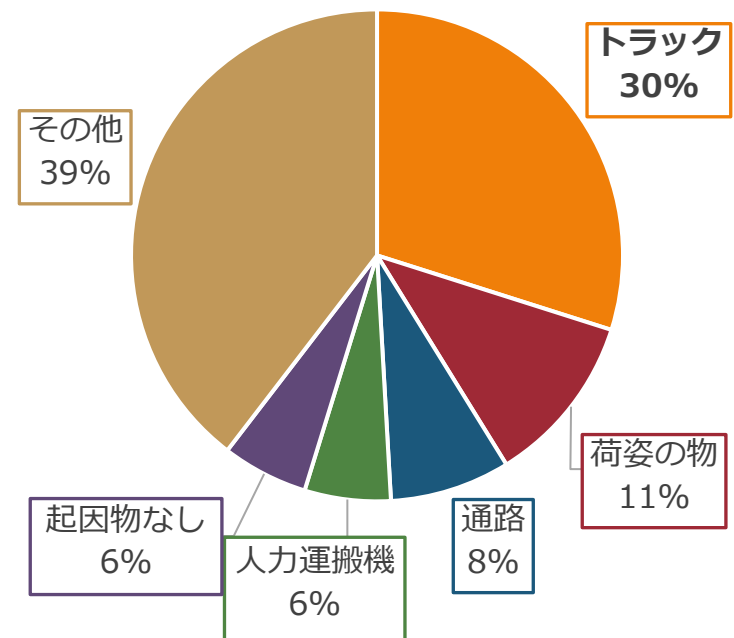
陸運業における労働災害による死傷者数

休業4日以上之死傷災害で最も件数が多いのは「墜落・転落」で、起因物では「トラック」が最多。

事故の型別内訳
(令和4年)



起因物別内訳
(令和4年)

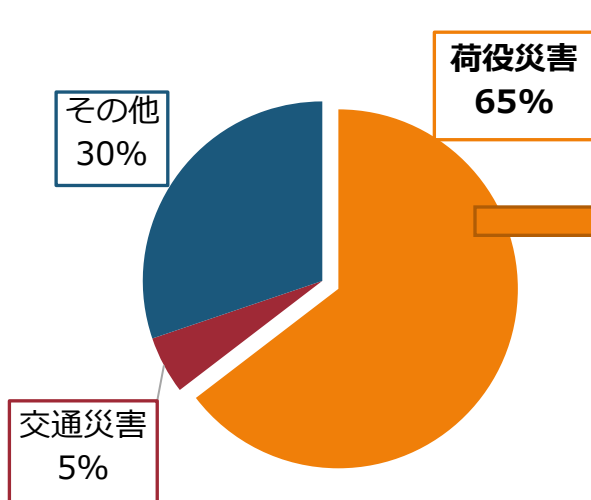


陸運業における死傷災害の詳細分析

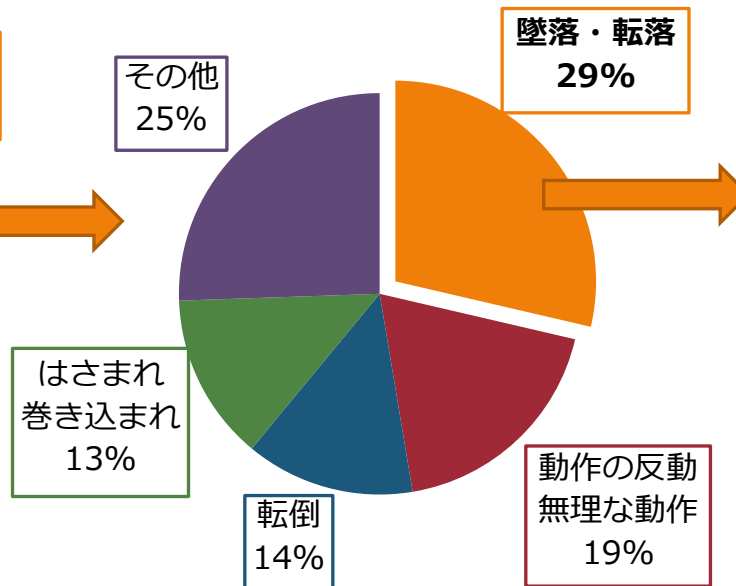
陸運業における死傷災害の抽出分析結果によると、

- ◆ 労働災害の65%が荷役作業中の災害
- ◆ 荷役作業中の災害の事故の型は、「墜落・転落」が約3割
- ◆ 「墜落・転落」災害の起因物は、トラックが約7割

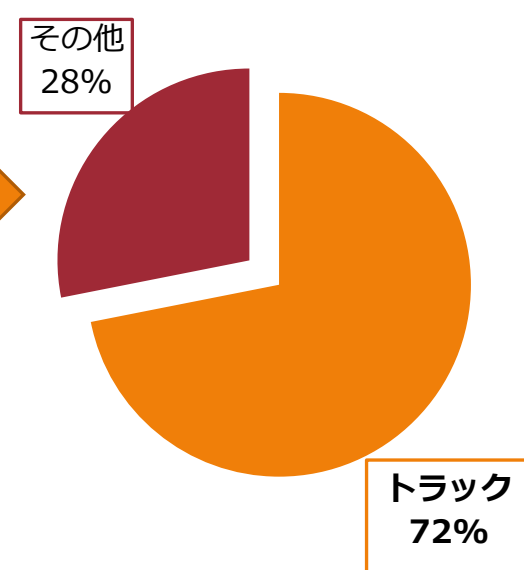
労働災害の内訳



荷役災害の内訳



墜落・転落の起因物



陸上貨物運送業における荷役 作業の安全対策に関する検討会

検討会の目的と検討事項

1 趣旨・目的

陸上貨物運送事業における労働災害が増加傾向にある中において、労働災害の7割を占め、その多くが荷主、配送先等で発生している荷役作業時の労働災害を防止するため、学識経験者、労使代表者等による検討会を設置し、陸運事業者及び荷主、配送先等の事業者等に対する荷役災害防止に関する今後の安全対策のあり方について検討する。

2 検討事項

- (1) 荷役作業における安全対策のあり方に関すること
- (2) 荷役作業に従事する者や安全管理を担当する者等の人材育成に関すること
- (3) 荷役作業における安全意識の高揚のための支援に関すること
- (4) その他荷役作業における安全対策に関すること

検討会メンバー、開催状況

3 委員名簿

	安部 慎二	一般社団法人日本自動車車体工業会	TGL技術分科会委員
	大西 明宏	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所	上席研究員
	大西 政弘	公益社団法人全日本トラック協会	交通・環境部長
(座長)	苦瀬 博仁	東京海洋大学	名誉教授
	黒川 久幸	東京海洋大学学術研究院	流通情報工学部門教授
	宿谷 肇	一般社団法人日本パレット協会	専務理事 (第8回～第10回)
	高瀬 健一郎	一般社団法人日本産業車両協会	専務理事
	福本 博二	一般社団法人日本パレット協会	専務理事 (第1回～第7回)
	二村 浩之	NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社	コンプライアンス・リスク統括部 安全品質推進室長
	森山 みずほ	ウーマンカーライフ研究家/モータージャーナリスト	
	世永 正伸	全日本運輸産業労働組合連合会	中央副執行委員長

(五十音順)

4 開催状況

令和3年12月24日～令和4年8月26日までの間に、10回開催

報告書目次

- 第1 はじめに
- 第2 検討経過
- 第3 陸運業における労働災害の発生状況
 - 1 死亡災害発生状況
 - 2 死傷災害発生状況
 - 3 荷役作業における労働災害発生状況
- 第4 陸運業における荷役作業の安全対策（提言）
 - 1 トラックの荷台からの墜落・転落による危険防止対策
 - 2 テールゲートリフター作業における安全対策
 - 3 ロールボックスパレット取扱い作業における安全対策
 - 4 フォークリフト作業における安全対策
 - 5 荷主等庭先での荷役作業についての荷主等の役割
 - 6 事業者・労働者の安全意識の高揚・支援等
- 第5 おわりに

提言事項と今回の法令改正

第4 陸運業における荷役作業の安全対策（提言）

1 トラックの荷台からの墜落・転落による危険防止対策

→ **【安衛則改正】 昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大**

→ **【安衛則改正】 保護帽着用が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大**

2 テールゲートリフター作業における安全対策

→ **【安衛則改正】 保護帽着用が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大**

→ **【安衛則改正】 テールゲートリフターの操作の業務を特別教育の対象に追加**

3 ロールボックスパレット取扱い作業における安全対策

→ **【荷役ガイドライン改正】 提言事項をガイドラインに追記**

4 フォークリフト作業における安全対策

5 荷主等庭先での荷役作業についての荷主等の役割

6 事業者・労働者の安全意識の高揚・支援等

検討会報告書について

検討会報告書と、
検討会に提出された資料は、
陸災防ホームページから
ご覧いただけます。

<http://www.rikusai.or.jp>

トップページ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）
Land Transportation Safety & Health Association

サイト内検索Q

会員専用サイト

トップ 安全衛生管理・対策 講習会資格取得 労働災害発生状況 各種表彰標語 主(全)

テールゲートリフター特別教育関連情報

労働安全衛生規則が一部改正されました

ロールボックスパレット(カゴ車)等の荷役災害対策コーナー

潜む危険
覗いただけでは除けたい
降りて目視で 安全確保

令和4年度安全衛生標語 優秀作品(安全衛生標語募集中です!)

ク
リ
ッ
ク

検討会報告書について

トップ

安全衛生
管理・対策

講習会
資格取得

労働災害
発生状況

各種表彰
標語

主要行事
(全国大会等)

安全衛生
図書・用品

陸災防について

荷役労働災害防止対策

(スクロール)

+ 陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会

陸運業における労働災害が増加している現状を踏まえ、学識経験者、労使代表者等による検討会を設置し、荷役作業における労働災害の減少を図るための今後の対策のあり方等について検討を行いました。

➡ 陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会 **報告書**

報告書は
コチラ

陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会 (➡ [検討会設置要綱](#) ➡ [検討会委員](#))

回数	開催日	議題等	資料	議事概要
第10回	2022年8月26日 (令和4年8月26日)	(1) 第9回検討会議事概要 (2) 検討会報告書(案)について	➡ 資料	➡ 議事概要
第9回	2022年7月25日 (令和4年7月25日)	(1) 第8回検討会議事概要 (2) 検討会報告書(案)について	➡ 資料	➡ 議事概要

貨物自動車からの墜落転落防止 対策の拡充

現在の規制と労働災害

最大積載量が**5トン以上**の貨物自動車で荷の積み下ろし作業を行うときは、

- ◆床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けること（安衛則第151条の67）
- ◆労働者に保護帽を着用させること（安衛則第151条の74）

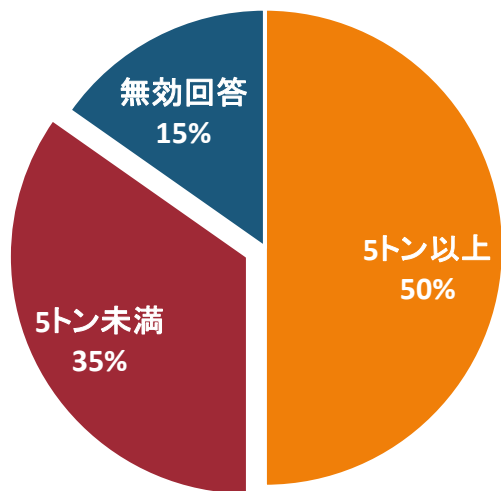
が義務付けられています。

しかし、貨物自動車からの墜落・転落災害は、最大積載量が5トン未満の貨物自動車でも多く発生しています。

最大積載量別労働災害発生状況

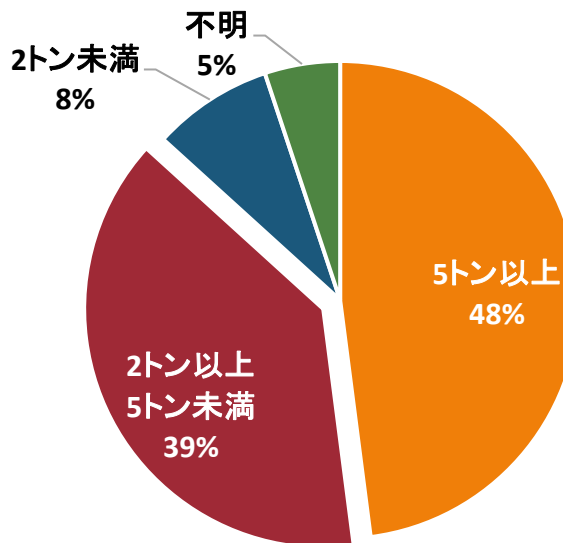
陸運業で発生した休業4日以上
の死傷災害のうち、

- 最大積載量5トン以上のトラックからの災害が半数
- **5トン未満のトラック**からの災害も35%を占める



トラックからの墜落・転落による
死亡災害のうち、

- 最大積載量5トン以上のトラックによるものが48%
- **2トン以上5トン未満のトラック**によるものが39%



テールゲートリフターに起因する労働災害

- ◆ テールゲートリフターとは、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトのこと

製品名としては、「パワーゲート®」「テールゲートリフタ」「フルゲート」「テールリフト」など

- ◆ キャスター付きの台車を使えばドライバー一人でも重量物の積卸しができるなど、荷役作業の省力化、効率化に役立つものとして普及。



テールゲートリフターの種類

〈昇降タイプ〉



垂直に移動(昇降)するので不安定な積荷に適しています

垂直式



円弧を描くように移動(昇降)し、接地時に昇降板が傾く特性があります

アーム式

〈昇降板の格納タイプ〉



ロックを忘れずに使用しましょう

後部格納式

テールゲート(後部扉)に格納するタイプです。TGLを展開しないと扉の開閉ができません。



手で折りたたむ際はさまれに注意しましょう

床下格納式

荷台の床下に格納するタイプです。TGLに関係なく、扉を開閉できます。

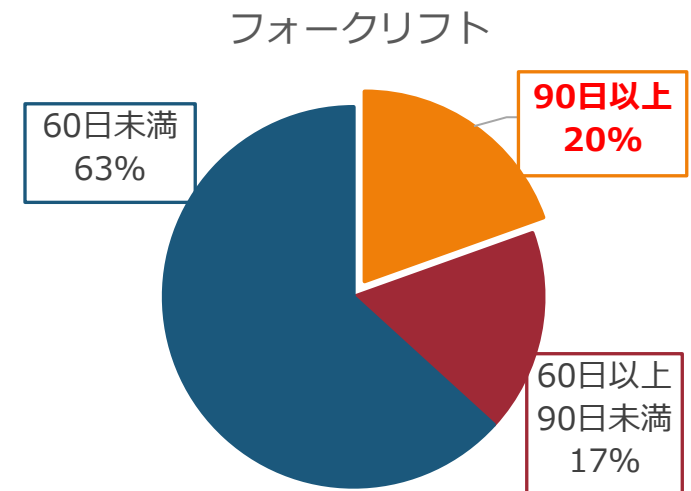
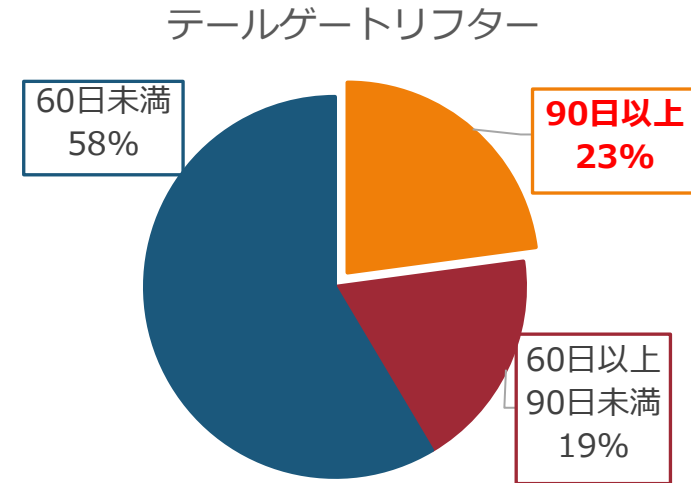
テールゲートリフターに起因する労働災害

- ◆ テールゲートリフターに起因する労働災害は令和2年に330件発生
 - ✓ 休業見込み90日以上の重篤な災害の割合はフォークリフトに匹敵
 - ✓ 昇降板からの落下が4割
 - ✓ テールゲートリフターの不適切な取扱いによるものが6割



テールゲートリフターの構造や特性に起因するリスクを認識せずに作業することによって起因する災害が多発

起因物別休業見込み日数



昇降設備の設置義務の拡大

改正後の規制

令和5年10月1日以降は、**最大積載量が2トン以上**の貨物自動車で荷の積み卸し作業を行うときは、**床面と荷台との間及び**床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けることが義務となります。



床面と荷台上の荷の上面との間

床面と荷台との間
(追加)

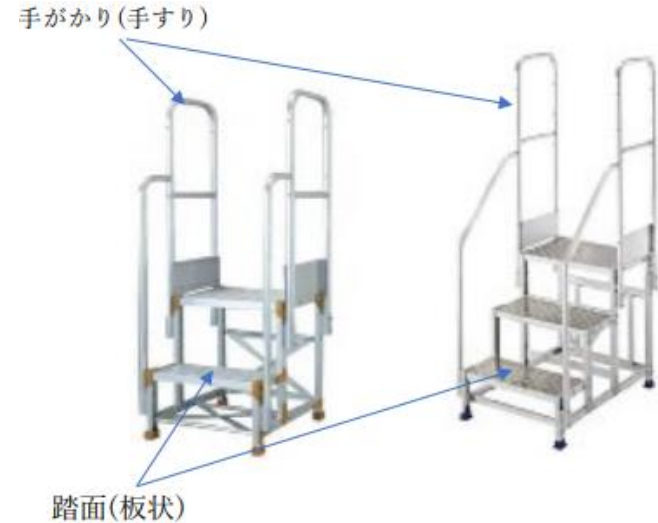
昇降設備とは

- ◆ 荷を積み卸す作業を行うときに使用する昇降設備は、貨物自動車に取り付けられたものだけでなく、荷役作業場所に備え付けられ、作業の際に持ち運んで使えるものも含まれます。
- ◆ 単なる足掛かりのようなものでは、作業員が安全に昇降することができません。作業者の墜落・転落を防止するという目的に照らして、適切な昇降設備を設置することが必要です。



昇降設備の要件

- ◆ 安全に昇降できるように、昇降設備の構造は、手すりのあるものや、踏板に一定の奥行きがあるものにしましょう。
- ◆ 貨物自動車に設置されている昇降用ステップを使わせる場合は、3点支持（両手、両足の4点のうち3点で身体を支えること）ができるよう、昇降グリップをつけましょう。



▲ 鋼製グリップ



望ましい昇降設備の要件の例

- ◆ 床面から荷台までの間に、荷台から見て足裏の半分以上の長さが視認できる踏面が1段以上設置されていること
- ◆ 床面から踏面（2段以上の場合は段差ごと）の段差が50cm以内であること
- ◆ 両足を置くことができる踏面幅であること
- ◆ 踏面表面上に滑り止め加工がされていること
- ◆ 踏面は板状またはスリット状であること（角柱状や棒状の場合は、3点支持による昇降ができる昇降グリップが必要）
- ◆ 車両取付型の場合は、リア、サイド、あおりなど車体側面等から突出して1か所以上設置されていること

貨物自動車に設置する昇降設備の例

リア
ステップ



踏面(板状)

リア格納式
ステップ

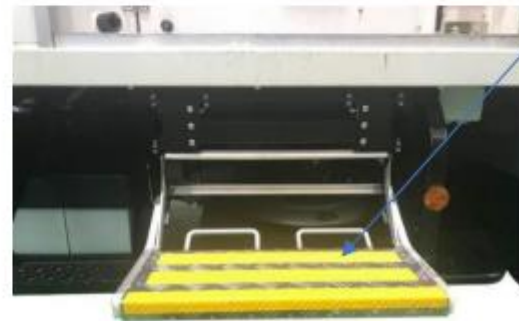


踏面(板状)

格納式サイド
ステップ



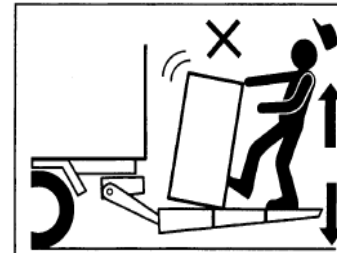
格納式サイド
ステップ



安全に昇降するためには、**荷台の上から踏面が見える(足裏の半分以上の長さが視認できる)構造**であり、**両足を乗せられる幅**があることが必要です。

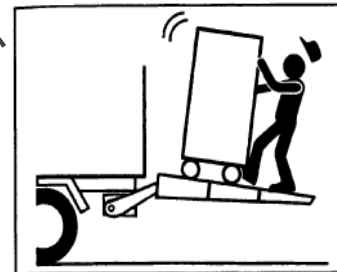
テールゲートリフターと昇降設備

- ◆ テールゲート動作時には、昇降板には乗らないようにしましょう。必ずテールゲートリフターの取扱説明書を確認してください。
- ◆ キャスター付き台車を使う場合は、荷のキャスターストッパーをかけるなど、テールゲートリフター上の荷を逸走を防止するための措置をとった上で、荷台上または床面上で昇降板の操作をしましょう。
- ◆ テールゲートリフターを中間位置で停止させ、ステップとして使う場合は、昇降設備として認められます。



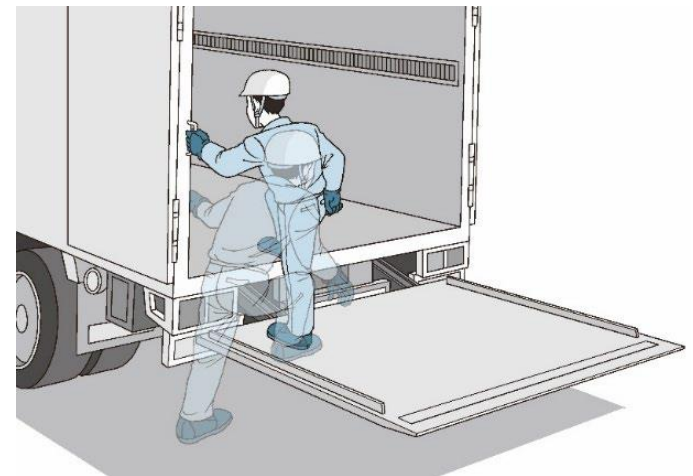
▲ 警告

プラットフォームに乗って昇降操作を行わないでください。



▲ 警告

荷台からプラットフォームに重い荷物を載せる時や、荷物を載せた状態で人が乗り降りする場合、プラットフォームが大きく傾き積荷が落下する恐れがあるので十分注意してください。



荷役場所に備え付ける昇降設備の例

可搬式昇降設備
(平ボディ車用)
の例



手すり付きステップの例



手掛かりとなる手すり等の**昇降グリップ**があり、3点支持による安定した昇降ができるものであることが必要です。

最大積載量が2トン未満の貨物自動車でも…

- ◆ 高さが**1.5メートルを超える箇所**で作業を行うときは、昇降設備を設置しなければなりません。

【労働安全衛生規則】

(昇降するための設備の設置等)

第526条 事業者は、高さ又は深さが1.5メートルをこえる箇所で作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。



この高さが
1.5m超

保護帽の着用義務の拡大

現在の規制（安衛則第151条の74）

最大積載量が**5トン以上**の貨物自動車で荷の積み下ろし作業を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、労働者に保護帽を着用させることが義務です。

- ◆保護帽（ヘルメット）は、型式検定（国家検定）に合格した、「墜落時保護用」の製品を使わなければなりません。

（1）墜落時保護用

「墜落による労働者の危険を防止するため…」と規定されている作業時に着用

（2）飛来・落下物用

「物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため…」と規定されている作業時に着用

型式検定合格品の見分け方

検定合格品には、検定合格標章が貼り付けられています。

「墜落時保護用」の記載があることを確認しましょう。

型式名称:
保護帽 帽体材質 ABS

労(2018.10)検

(1)TH4074 (2)TH4075

合格番号

製造業者

製造年月 2020.7

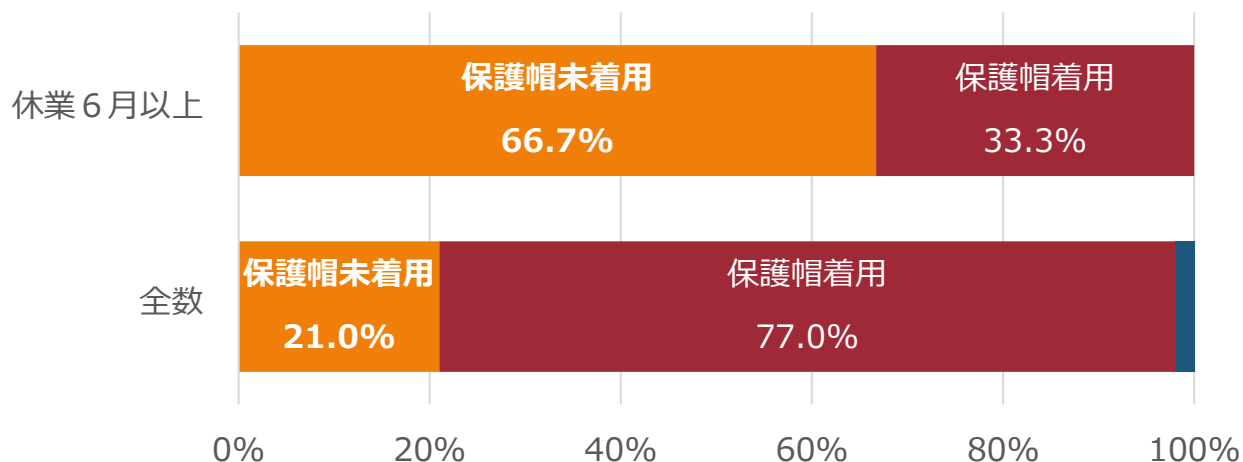
(1) 飛来落下物用 (2) 墜落時保護用

ここに注目!
「飛来落下物用」
しかないものは、
使ってはいけま
せん。

(J) Made in Japan

トラックからの墜落災害と保護帽

- ◆ トラックからの墜落・転落災害において、被災の程度は休業6月以上と重篤であった者の多くが、保護帽未着用であった。



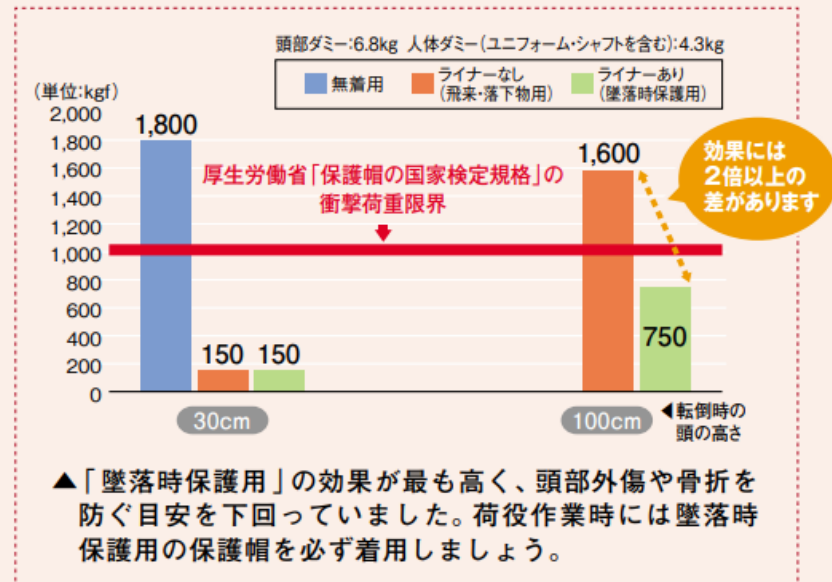
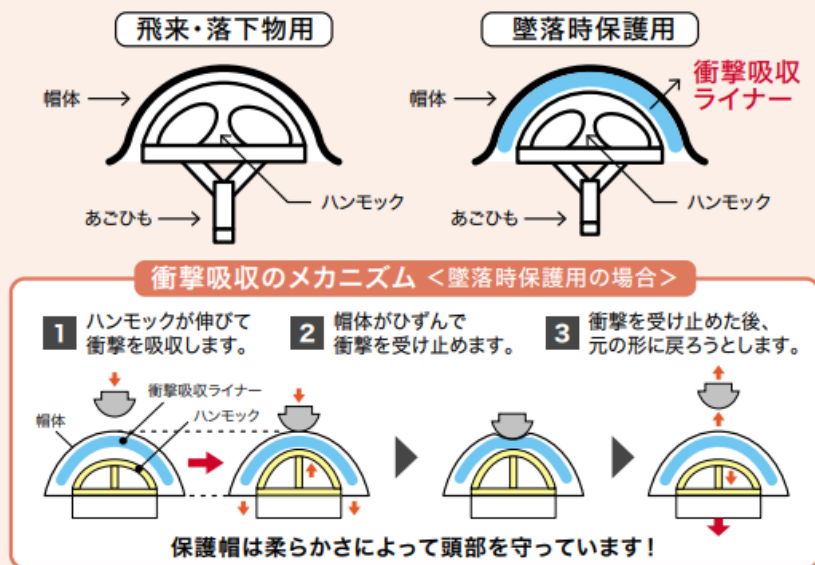
- ◆ 令和3年に発生した、最大積載量5トン未満のトラックからの墜落・転落による死亡災害4件のすべてにおいて、保護帽が適切に着用されていたれば死亡に至らなかったと考えられる。

保護帽による頭部保護の仕組み

保護帽の効果を教えてください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■ 保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。

協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

保護帽の正しい着用方法と管理

着用時
5つのポイント



- ① 「墜落時保護用」を使用すること
- ② 傾けずに被ること
- ③ あご紐を確実に締めること
- ④ 破損したものは使用しないこと
- ⑤ 耐用年数を守ることに

改正後の規制

令和5年10月1日以降は、以下のいずれかに該当する貨物自動車で荷の積卸し作業を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、労働者に保護帽を着用させなければなりません。

- 一 最大積載量が5トン以上 ←これは現在も義務です
- 二 **最大積載量が2トン以上5トン未満であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの**
- 三 **最大積載量が2トン以上5トン未満であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）（前号に該当するものを除く）**

		荷台側面が構造上開放、開閉可能	それ以外
5トン以上		必要	必要
2トン以上	TGL設置	必要	必要（TGL使用時のみ）
5トン未満	TGLなし	必要	不要

保護帽の着用が必要な貨物自動車の種類

荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できる貨物自動車とは…

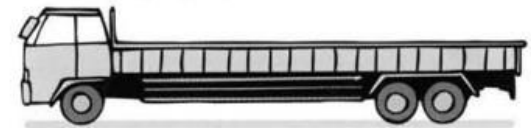
含まれるもの

- ◆ あおりのない荷台を有する貨物自動車
- ◆ 平ボディ車
- ◆ ウイング車

含まれないもの

バン（荷台の四方が囲まれた箱型のもの(ウイング車を除く。))

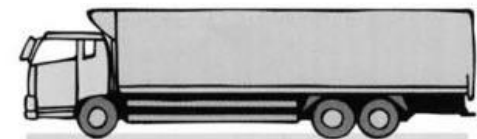
平ボディ車



ウイング車



バン



法令の適用がない場合でも、**墜落・転落のおそれのある作業では、墜落時保護用の保護帽を着用**させましょう。

テールゲートリフターと保護帽

テールゲートリフターが設置されている貨物自動車で荷役作業を行う場合、以下の場合には保護帽の着用義務は適用されません。

- テールゲートリフターを**使わず**に荷を積み卸す作業を行う場合
- テールゲートリフターを**中間位置で停止**させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、**荷を積み卸す作業を行わない**とき

(注) 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車で、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるものは、テールゲートリフターの設置や使用の有無を問わず、保護帽の着用が必要です。

2トン以上車はすべて保護帽が必要

		荷台側面が構造上開放、開閉可能	それ以外
5トン以上		必要	必要
2トン以上 5トン未満	TGL設置	必要	必要 (TGL使用時のみ)
	TGLなし	必要	不要

保護帽着用の適用除外は、この部分のみ

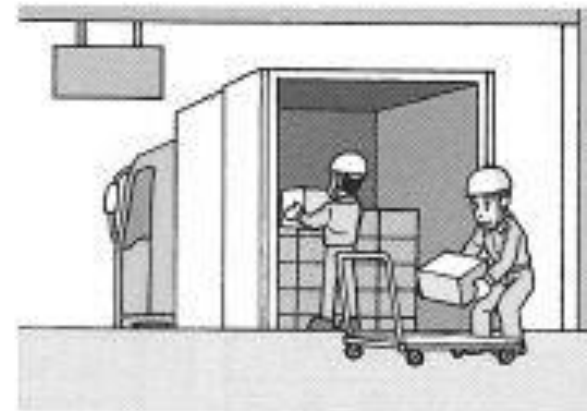
昇降せずに荷を積み卸す場合の措置

墜落の危険がない状態で荷を積み卸す作業を行う場合は、安衛則第151条の74第1項の荷を積み卸す作業を行うときに該当しないので、保護帽着用義務は適用されません。

墜落の危険がない状態とは…

- 貨物自動車の荷台の高さの荷受け台（プラットフォーム等）が設置され、荷台の端部から墜落するおそれのない場所で荷を積み卸す作業を行う場合
- 荷を積み卸す作業のために労働者が荷台又は積荷の上に乗る必要がない場合

など



保護帽の着用義務のない貨物自動車でも…

- ◆ **高さが2メートル以上の箇所**で作業を行う場合で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、作業床の設置や要求性能墜落制止用器具の使用などの危険防止措置をとる必要があります。

【労働安全衛生規則】

（作業床の設置等）

第518条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

運転位置から離れる場合の措置

現在の規制（安衛則第151条の11）

貨物自動車やフォークリフトなどの車両系荷役運搬機械の逸走を防ぐため、運転者が運転位置から離れる場合の義務

- ① フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと
- ② 原動機（エンジン）を止めること
- ③ ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置を講ずること



- ✓ エンジンを止めると荷役装置が動かさない荷役運搬車両では、運転者だけで荷役作業を行うことはできない。
- ✓ 荷役装置の一種であるテールゲートリフターは、収納位置が必ずしも最低降下位置ではない。

新たな規制 [令和5年10月1日施行]

貨物自動車やフォークリフトなどの車両系荷役運搬機械の逸走を防ぐため、運転者が運転位置から離れる場合の義務

- ① フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと
- ② 原動機（エンジン）を止めること
- ③ ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置を講ずること

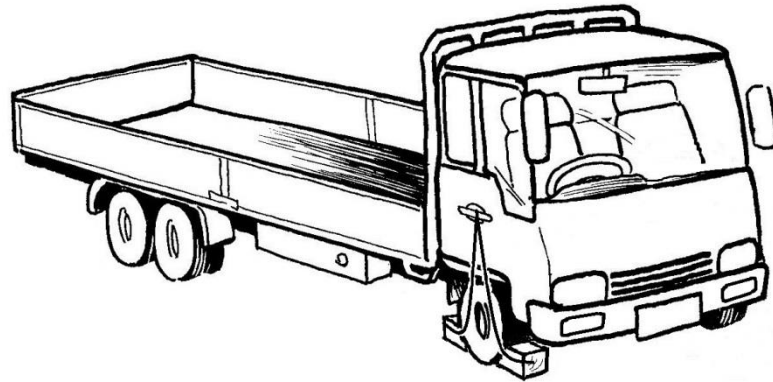


- ✓ 運転席と、作業装置の操作位置が異なる貨物自動車で、作業装置の操作を行う場合は、①と②の義務は適用除外



逸走防止措置とは

貨物自動車の逸走防止措置としては、ブレーキを確実にかけることのほか、輪止めなどの方法があります。



エンジンがかかった状態で荷役作業を行う場合は、逸走防止措置を確実にとるようにしてください。

テールゲートトリフター特別教育

特別教育とは

- 1 労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない教育です。
- 2 特別教育は、厚生労働省告示で規定する科目及び時間数の内容で、社内で行うことが原則です。
 - ✓ 特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要
 - ✓ 特別教育の講師の資格要件はないが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければならない
- 3 社内で特別教育を行う代わりに、外部研修機関等が行う特別教育を受講させることでも差し支えありません。

テールゲートリフター作業と特別教育

- ◆ 労働災害発生状況等を踏まえて、テールゲートリフターの操作の業務が「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に追加されました。
- ◆ このため、**令和6年2月1日以降**は、特別教育を**受けた者でなければ**テールゲートリフターによる荷役作業を**行えなくなります**。
- ◆ 令和6年2月1日**以前から**テールゲートリフターによる荷役作業を行っていた人も、特別教育の受講対象です。
- ◆ **現在**テールゲートリフターによる作業を**行っている人も含め**、令和6年2月1日までに忘れずに特別教育を受講してください。

特別教育の受講対象者

- ◆ 特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することだけではありません。
- ◆ テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスターストッパー等の操作、昇降板の展開や格納の操作など、**テールゲートリフターを使用する業務**も含まれます。
- ◆ テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの**昇降板に乗せ、または卸す作業を行う人**にも、できるだけ特別教育を受けさせましょう。

特別教育の対象に含まれない業務

- ◆ 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務
- ◆ 貨物自動車以外の自動車等に設置されているテールゲートリフターの操作の業務
- ◆ 介護用の車両に設置されている車いすを対象とする装置等の操作の業務

特別教育のカリキュラム

学科教育

次の科目及び範囲について、それぞれ定められた時間以上実施する必要があります。

科 目	範 囲	時間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間

実技教育

テールゲートリフターの操作の方法について、2 時間以上実施する必要があります。

特別教育の科目省略

- ◆ 特別教育の科目の全部または一部について十分な知識と技能を有していると認められる労働者は、当該科目の特別教育を省略することができます。

	テールゲートリフターに関する知識 (1.5時間以上)	テールゲートリフターの作業に関する知識 (2時間以上)	関係法令 (0.5時間以上)	実技教育 (2時間以上)
荷役ガイドラインに基づく荷役作業従事者教育（陸運事業者向け）（教育内容にテールゲートリフターを含むもの）受講者	省略可	省略可	0.5時間以上	2時間以上
陸災防が実施する「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」受講者	1.5時間以上	省略可	0.5時間以上	2時間以上
令和6年2月1日時点において荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に6月以上従事した経験を有する者	45分以上	2時間以上	0.5時間以上	1時間以上

特別教育の科目省略

- ◆ テールゲートリフターのメーカーや取付業者等による操作説明が、特別教育の対象労働者に対して、テールゲートリフターの操作を実際に行わせながら適切に実施される場合は、当該説明に要した時間を実技教育の教育時間に含まれるものとして差し支えありません。

今般の改正により、教育カリキュラムや教材が整備されました。

これを機に、知識を再確認する観点から、科目省略が認められる方も**全範囲の教育**を受けられることをお勧めします。

特別教育の実施時期

- ◆ 特別教育は、令和6年2月1日から義務化されますが、令和6年2月1日より前に、特別教育のカリキュラムに則した教育を行っておけば、令和6年2月1日以降は「特別教育を受講した者」として取り扱われます。
- ◆ 外部研修機関での受講をお考えの場合、施行間際になると特別教育の受講希望が殺到して期限までに教育が受けられず、**テールゲートリフターによる荷役作業が行えなくなるおそれ**があります。テールゲートリフターによる荷役作業を行う従業員には、**できるだけ早く特別教育を受けさせましょう。**

特別教育用テキストのご紹介

- ◆ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会では、特別教育のカリキュラムに則したテキストを販売しています。
- ◆ 詳しくは、陸災防本部又は都道府県支部にお問い合わせください。



荷役ガイドラインの改正

荷役ガイドラインとは

- ◆ 正式名称は、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」です。（平成25年3月25日基発0325第1号）
- ◆ 荷役作業における労働災害を減少させるため、陸運事業者と荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）がそれぞれ取り組むべき事項を示しています。
- ◆ 法令が適用されない対象であっても、労働災害防止のために推奨される対策は盛り込まれています。

[例]

- 最大積載量が2 t未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備を使用すること。
- 墜落・転落の危険のある作業においては、墜落時保護用の保護帽を着用すること。

荷役ガイドラインの構成

第1 目的

- 1 目的
- 2 関係者の責務

第2 **陸運事業者**の実施事項

- 1 安全衛生管理体制の確立等
- 2 荷役作業における労働災害防止措置
- 3 荷役作業の安全衛生教育の実施
- 4 陸運事業者と荷主等との連絡調整
- 5 自動車運転者の荷役作業を行わせる場合の措置
- 6 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

第3 **荷主等**の実施事項

- 1 安全衛生管理体制の確立等
- 2 荷役作業における労働災害防止措置
- 3 荷役作業の安全衛生教育の実施
- 4 陸運事業者と荷主等との連絡調整
- 5 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
- 6 陸運事業者者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運事業者の役割と荷主等の役割

2 荷役作業における労働災害防止措置 (1) 基本的な対策

陸運事業者の実施事項	荷主等の実施事項
<p>ア 運送の都度、荷主等の事業場における荷役作業の有無を事前確認し、事前確認のなかった荷役作業は行わせない。</p> <p>イ 荷主等に確認した荷役作業の内容に応じた適切な安全衛生対策を講ずる。</p> <p>ウ 荷役作業場所の環境や作業内容に配慮した服装や保護具を着用させる。</p> <p>エ 荷役作業場所について、安全に荷役作業を行える状況を確保・保持する。</p> <p>オ 陸運の労働者が、荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合には報告させ、荷主等に対し改善を求める。</p>	<p>ア 陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う必要がある荷役作業を陸運事業者に通知し、事前に通知しなかった荷役作業は、陸運業の労働者に行わせない。</p> <p>イ 着時刻の指定は、余裕を持った設定とする。</p> <p>ウ 荷役作業を行う場所について、安全に荷役作業を行える状況を確保・保持する。</p> <p>エ 陸運事業者からの不安全な作業指示等に対する改善要望には、適切に対応すること。また、陸運事業者の労働者が行う不安全な荷役作業には、速やかに改善を求めること。</p> <p>オ 陸運事業者の労働者と荷主等の労働者が混在して作業を行う場合は、作業間の連絡調整を行う。</p>

今回の改正事項

今般の労働安全衛生規則改正に伴って、内容が一部改正されました。

- 1 テールゲートリフターによる労働災害の防止対策の新設
- 2 ロールボックスパレットによる労働災害の防止対策の充実
- 3 関係法令の改正等への整合
 - (1) 「安全帯」を「要求性能墜落制止用器具」に改正
 - (2) 昇降設備を使用する貨物自動車の最大積載量を、「5 t 以上」から「2 t 以上」に改正
 - (3) 腰痛予防対策指針の改正

今回の改正点 ①

1 テールゲートリフターによる労働災害の防止対策の新設 (陸運事業者の実施事項に追加)

【テールゲートリフターによる労働災害防止対策】

- ア テールゲートリフターの操作は、特別教育を受講した労働者に行わせること。
- イ 作業開始前及び定期的にテールゲートリフターを点検すること。

テールゲートリフター日常点検項目（例）

作動確認 (異音含む)	昇降	
	展開・格納	
	キャスターストッパー (本体の亀裂、損傷、変形、腐食、スプリングのへたり、変形)	
	ゲートロック	
	チルトブロック	
状態確認 (本体の亀裂、損傷、変形、腐食、水平度(前後左右のねじれ))	昇降板	
	昇降板の折れ部 (床下格納式のみ)	
油圧配管、油圧ホース、油圧シリンダ	亀裂、損傷、腐食、劣化	
	接手の緩み、油漏れ	

電気	メインスイッチの損傷、機能確認	
	操作スイッチの損傷、機能確認	
	リモコンコードの損傷	
ワイヤロープ (垂直式のみ)	素線切れ	
	損傷、変形、摩耗	
緊急停止装置 (垂直式のみ)	作動確認	
	亀裂、損傷、変形、腐食	

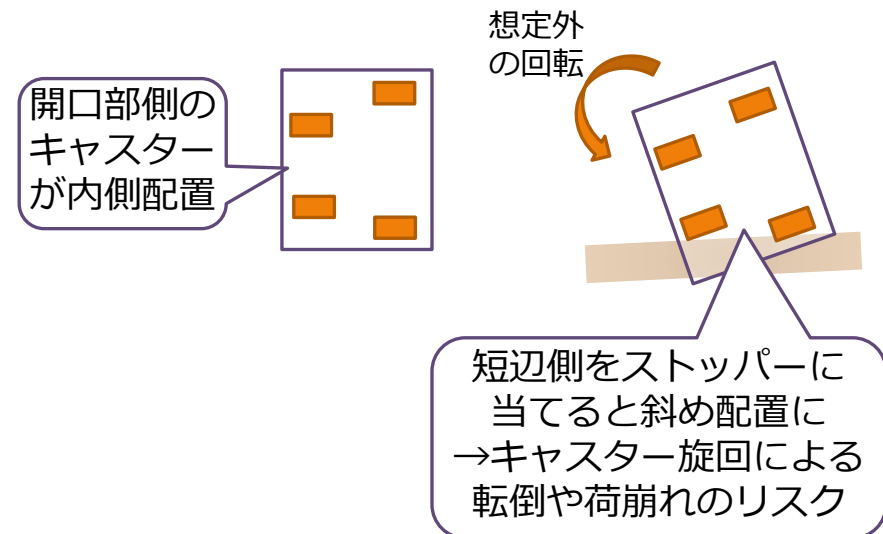
(参考)

グリース (1か月ごと)	潤滑状態	
-----------------	------	--

今回の改正点 ①-2

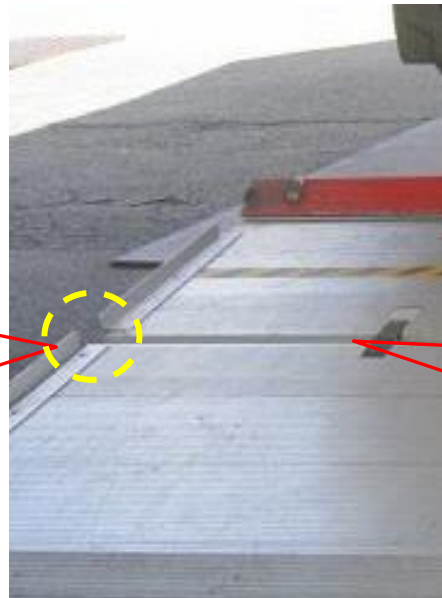
ウ テールゲートリフターを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。

- ① ロールボックスパレットをテールゲートリフターに積載する際は、キャスターストッパー、歯止め等の**逸走防止措置**を講ずること。特に、いわゆるU字型ロールボックスパレット（前部のキャスターの間隔が後部のキャスターの間隔よりも短くなっているもの。）については、短辺側をストッパーに当てると斜め配置になる等の、キャスター旋回による転倒や荷崩れ等のリスクがあるため、**逸走防止措置を確実に**講ずること。



今回の改正点 ①-3

- ② 床下格納式テールゲートリフターは、折り畳み部周辺の側部ストッパーに隙間が生じることから、床下格納式テールゲートリフターを使用してロールボックスパレット、台車等（以下「ロールボックスパレット等」という。）の積載の作業を行うに当たっては、当該隙間から同ロールボックスパレット等の**車輪が脱輪しないよう**、注意しつつ積載すること。



昇降板折り畳み部周辺の側部ストッパーの隙間

昇降板折り畳み部



昇降板折り畳み部周辺の側部ストッパーの隙間から、RBPの車輪が脱輪した様子

今回の改正点 ②

2 ロールボックスパレットによる労働災害の防止対策の充実

(1) 陸運事業者の実施事項のうち、労働者の遵守事項に以下の項目を追加

- ⑤ ロールボックスパレット等を移動させないときは、必ずキャストロッパーを使用すること。ロールボックスパレット等にキャストロッパーが備わっていない場合は、歯止めなど適切な逸走防止措置を講ずること。

(2) 陸運事業者の実施事項に、以下の項目を追加

- エ ロールボックスパレットに不具合があった場合は、速やかに所有者又は荷主に対しその旨を報告し、その後の対応を協議すること。
- オ 最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。

今回の改正点 ②-2

(3) 荷主等の実施事項に、以下の項目を追加

- ウ 荷主等がロールボックスパレット等に荷を積載する場合は、最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。
- エ 荷主等は、自身が所有するロールボックスパレットについて、**最大積載重量を表示**するとともに、**定期的に不具合の有無を点検**し、不具合があった場合は、補修するまでの間使用してはならないこと。また、陸運事業者より不具合等の報告があったときは、対応を協議すること。



最大積載重量
〇〇〇kg

ロールボックスパレットを使用する事業者及び 取扱従事者に対して徹底する必要がある事項

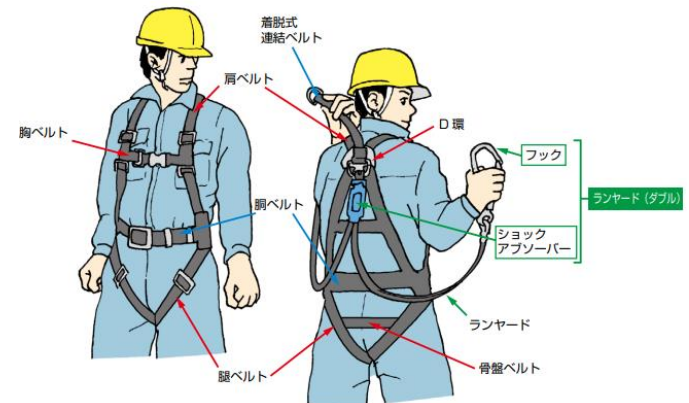
最大積載重量の表示及び遵守	偏荷重が生じないように荷を積載	
停止時に必ずキャストストッパーを使用	キャストストッパーが備わっていない場合は、歯止めなど適切な逸走防止措置を講ずる	
手のはさまれ等の危険防止措置	持ち手の設置など	
足つま先の巻き込まれ等の危険防止措置	先芯付きの作業靴の着用など	
床及び地面の凹凸や傾斜をできるだけなくす	ロールボックスパレットの転倒防止	
	凹凸や傾斜のある場所ではできるだけ使用しない	
不具合があった場合には直ちに補修	不具合があったロールボックスパレットの所有者や荷主に対して、不具合の報告及びその後の対応の協議	
ロールボックスパレットの所有者による点検の実施		
ロールボックスパレット以外の人力運搬機（6輪台車など）の安全な使用方法についての情報提供	関係事業者団体等との連携	

今回の改正点 ③

3 関係法令の改正等への整合

(1) 「安全帯」を「要求性能墜落制止用器具」に改正

平成31年2月1日に改正施行された労働安全衛生規則等で、「安全帯」が「要求性能墜落制止用器具」に改められたことを反映

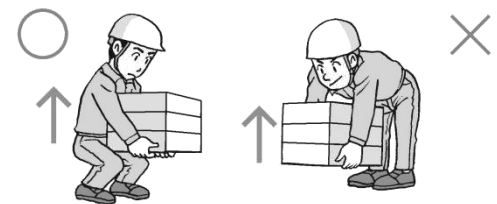


(2) 昇降設備を使用する貨物自動車の最大積載量を、「5 t 以上」から「2 t 以上」に改正

今般の労働安全衛生規則の改正を反映

(3) 腰痛予防対策指針の改正

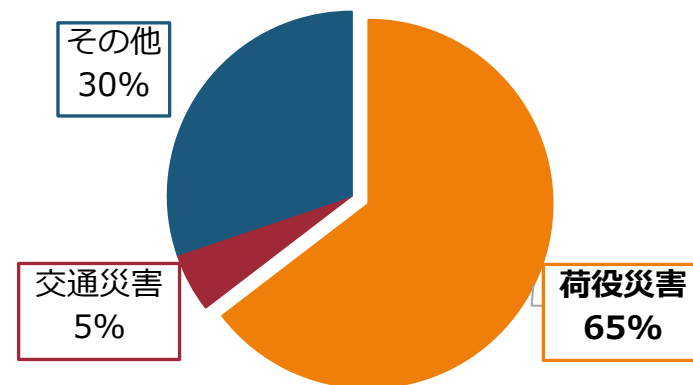
平成25年6月18日に、指針が全面改正されたことを反映



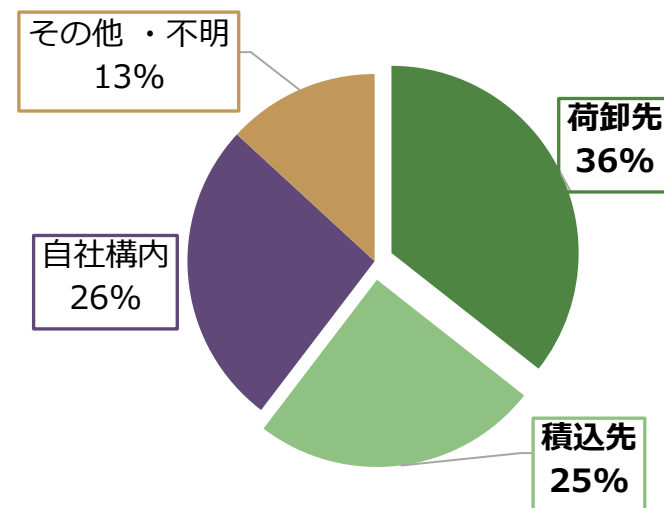
荷役ガイドラインによる措置の徹底に向けて

- ◆ 荷役災害の約6割が荷主先で発生しています。
- ◆ 荷主先の作業場所や機材等に災害発生のリスクがある場合は、そのリスクをコントロールする権限がある**荷主先の対応が不可欠**です。
- ◆ 荷役ガイドラインでは、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で反復定例的に荷役作業を行う場合は、安全な作業方法の確立等について、**陸運事業者と荷主等で協議する場**を設けることとされています。
- ◆ 陸運事業者側、荷主側の荷役災害防止の担当者が連携して、労働災害防止措置に取り組みましょう。

荷役災害が全体の65%



うち約60%が荷主先で発生



おわりに

- ◆ 法令の規定は、あくまでも「最低基準」です。
- ◆ 法令に違反していないからといって、作業者の安全が確保できるとは限りません。
- ◆ 「法令の適用の有無」や「法令に適合しているか否か」よりも、「安全に作業が行えるかどうか」を判断の軸足として、取り組んでください。
- ◆ 荷主先での荷役作業では、危険な個所について荷主先と認識を共有し、対策につなげましょう。

ご安全に！

 **陸上貨物運送事業労働災害防止協会**

(厚生労働省所管 特別民間法人)